

知りたい事

名古屋の防災体制など

知りたいこと

あなたの町の避難所マップの活用

地震、台風、豪雨などわたしたちの生活は、いつ災害の脅威にさらされるかもしれません。グラッとくる前に、台風が近づく前に、いったい何を準備し、どんな対策をたて、いざという時にはどこに避難すればよいのか。こんな疑問にお答えするために、本市では「あなたの町の避難所マップ」を作成し、市内の各ご家庭や事業所に配布しています。



家庭や職場、そして地域において、この「あなたの町の避難所マップ」を活用していくだけ、災害時の避難場所、連絡先、役割分担といったことを具体的に決めておくと、いつ、どこで災害が起こっても、みんなが適切な行動をとることができます。

防災施設・設備の活用

本市には、多数の防災施設や設備があります。これらの活用方法をあらかじめ確認しておきましょう。防災施設などの設置場所は「あなたの町の避難所マップ」に掲載しています。

■応急給水施設

震災時に市民の飲料水を確保するため、広域避難場所、都市公園、小学校、区役所等の公共施設に設置している耐震性の給水施設です。

災害時には、上下水道局の職員が仮設給水栓を設置し、給水を行うこととなります。



■災害応急用協力井戸

大地震発生時の生活用水の確保を目的とし、市民、事業所、工場などが所有する井戸のうち、災害時に地域住民に提供される井戸です。井戸の提供が可能なご家庭には、門口などに「災害応急協力井戸」の表示がされますので、水の提供を受けることができます。なお、事業所や工場などの井戸につきましては、「あなたの町の避難所マップ」に所在などが記載されています。



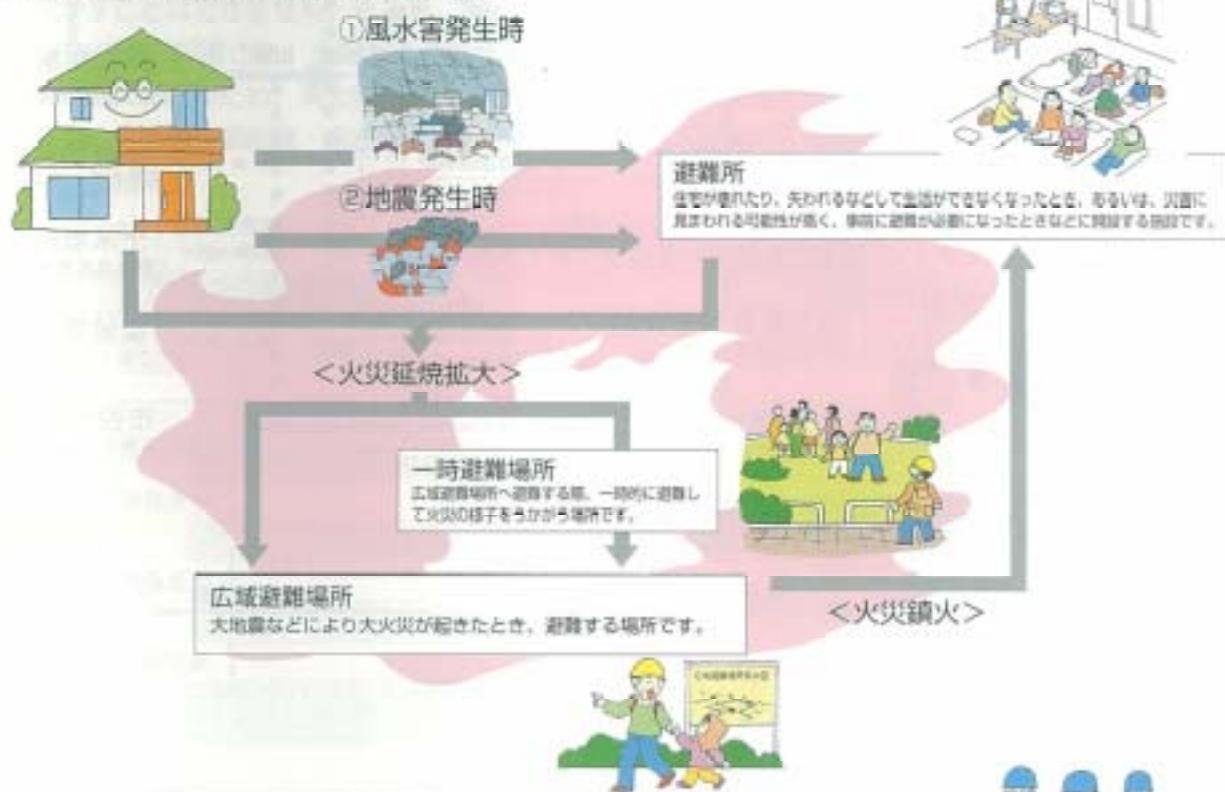
■耐震性防火水槽

大地震時の火災発生に備えて、設置している耐震性を有する大型の防火水槽(100m³)のことです。災害時には、市民消防隊などが可搬式消防ポンプを使用して、火災の延焼防止を行います。



発生後の避難行動

「あなたの町の避難所マップ」に掲載している避難所・一時避難場所・広域避難場所に避難する場合には、次の流れに従って避難しましょう。



発生後の避難誘導

災害救助地区本部委員や自主防災組織などの地域のリーダーの方には、災害時に地域の方に対する避難誘導を行っていただくことがあります。避難誘導に備え、あらかじめ地域の方と「あなたの町の避難所マップ」により危険箇所や防災施設を確認しておいていただくとともに、災害時には地域の方へ、危険箇所などの情報を提供してください。

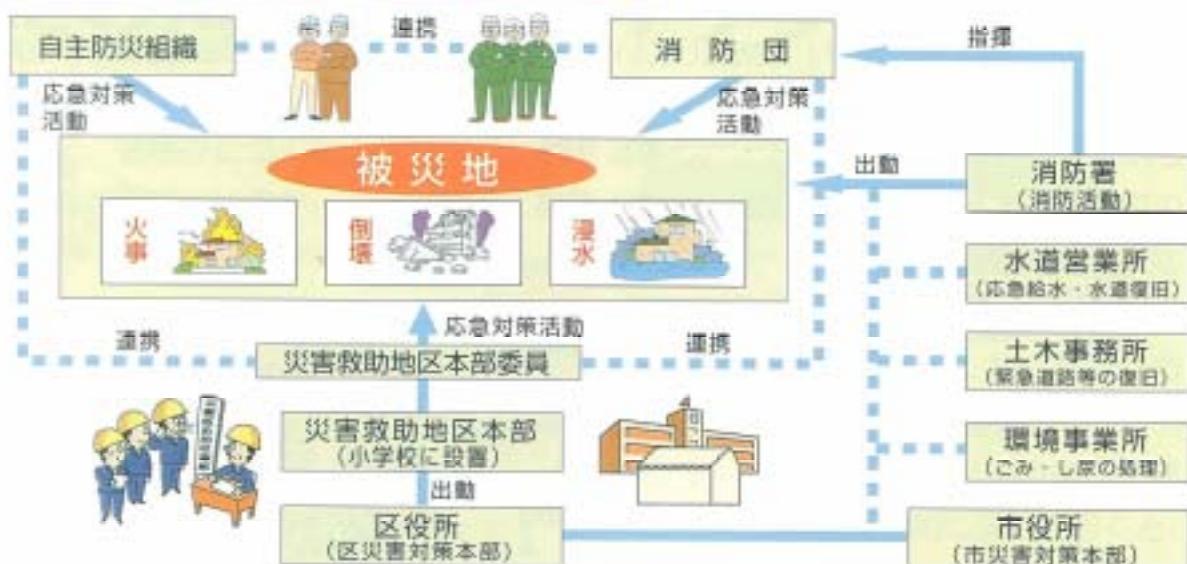


急傾斜地 危ないポイント

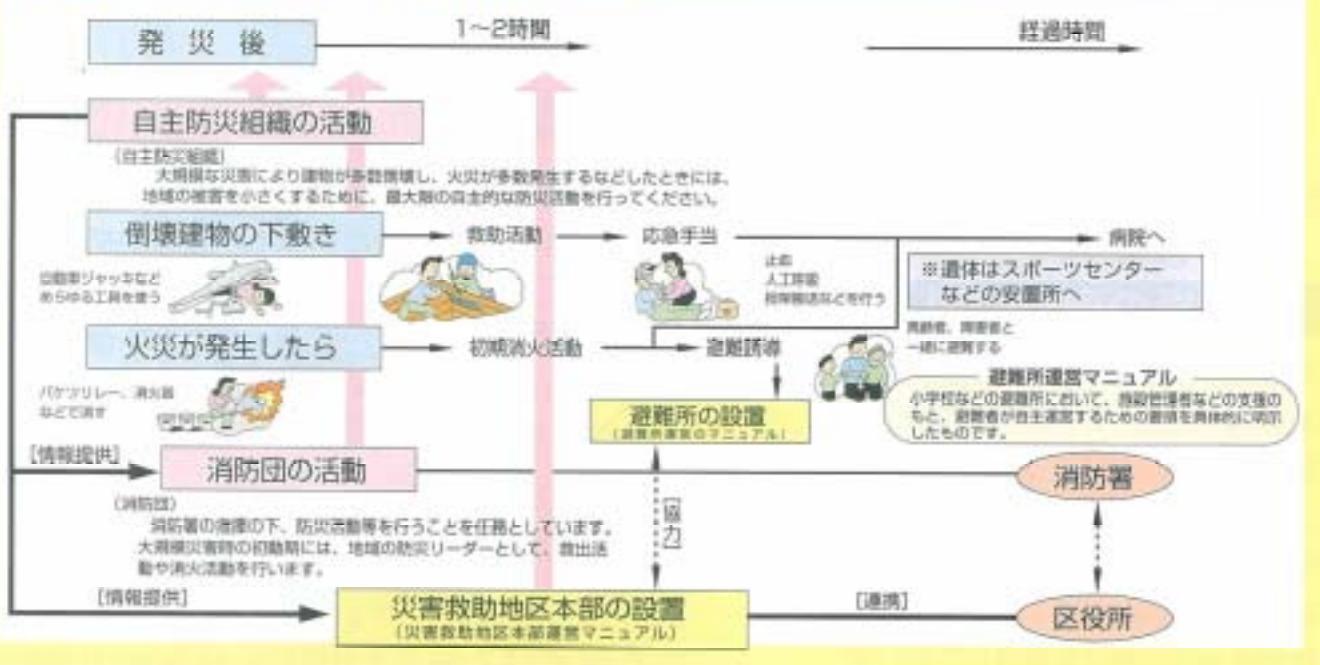
危険な場所には、標識を立てていますが、あなたの家の近くにもまだ危険な場所があるかもしれません。よく調べ、危険なガケなどを確認しておきましょう。また、大雨が降ったときは、よう壁や土留めのブロックなどのキレツ、ガケの様子をよく観察し、危険を感じたときは素早く避難しましょう。



防災組織の体系（応急対策活動初動時）



発生後の防災組織の活動



知つておきたいこと

■本市行政機関の初動活動計画 [大規模災害時]

情報活動	(～24時間以内)	(～72時間以内)	(72時間以降～)
人命救助第一優先	被災状況等の情報収集・伝達	救護活動の優先	⇒ 被害情報、復旧活動の収集
消防活動	緊急情報の市民広報	⇒ 被災者の生活情報収集	⇒
救護活動	消火・救急・救助活動	⇒ 高度医療機関の搬送	⇒
避難活動	救出、医療活動	⇒ 避難所の運営	⇒
救援活動	避難所の開設	⇒ 救援物資の配布	⇒
緊急輸送	飲料水、食糧、毛布の確保	⇒ 道路・港湾の応急復旧	⇒
	道路警戒、ヘリポート等の設置		

(災害救助地区本部運営マニュアル)

災害救助地区本部の運営を的確に行っていただくため、活動内容などを具体的に明示し、各委員の方に配布しています。

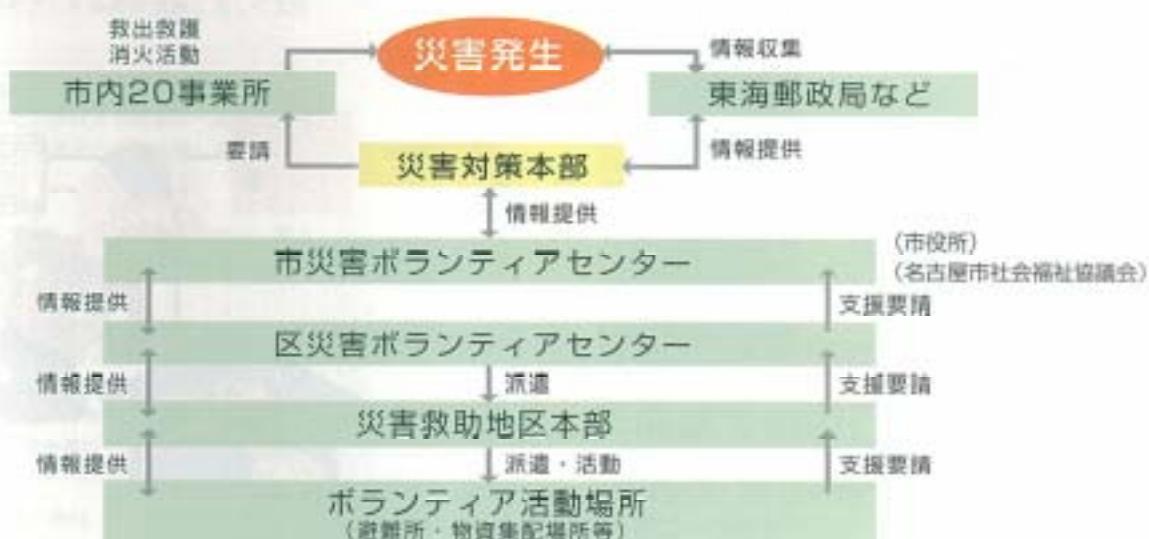
(災害救助地区本部)

これは、伊勢湾台風を教訓にして作られた本市独自の制度です。地域の方と力を合わせて災害を乗り超えていくため、地域情報の収集や行政情報の伝達を行う地域の防災拠点といえるもので、小学校に設置することとしています。

災害救助地区本部委員の方には、救出・避難・救護活動等への緊急対応、被害状況や安否確認等の災害情報の収集・伝達など、地域の窓口となって応急対策を円滑に進めていただきます。

ボランティア・事業所との連携

大規模な災害が発生したとき、自主防災組織など、地域住民の方々も被災者となることがあります。被災した方々の速やかな救護や自立を促し、少しでも早く地域社会を再建する手助けとなるためのボランティアの活動は欠かすことはできません。そこで、名古屋市では発災時の応急対策活動を円滑に行えるよう「災害ボランティアセンター」が設置され、全国からのボランティアの受け入れや被災地への派遣などの活動を行います。また、被害が広範囲にわたるため、消火活動やケガをした人などの救出救援のため市内のいくつかの企業や、また速やかな情報収集のため東海郵政局・名古屋タクシー協会などと協定を結び、被害を小さくするよう努めています。



災害弱者への心配り

大規模な被害が発生したときには、だれもが助けを求めています。

特に、高齢者や障害者、外国人などの災害弱者といわれる方のなかには、避難に必要な情報を得られない方や自力で避難をする事ができない方がいます。災害弱者にとって、地域の人の力はなくてはならないものだといえます。



知つておきたいこと

災害弱者へのサポートフロー (行政機関・防災組織・ボランティア)

- 隣近所で行う
- 災害救助地区本部や民生委員・児童委員などと協力する。
- 障害者団体やボランティア団体などの協力を得る。

[安否の確認]

- 援助を必要とする方の健康状況、福祉ニーズ等の把握
- 援助を必要とする方への配慮した対応
(トイレの工夫、情報提供手段の配慮、介護者の派遣など)

[避難生活の確保]

- 社会福祉施設など2次避難所への移送
- 在宅での支援

[緊急援護の実施]

- 災害弱者に配慮した仮設住宅の設置
- 援助を必要とする方への医療・保健・福祉サービスの提供

[応急仮設住宅の確保]



知りたいこと

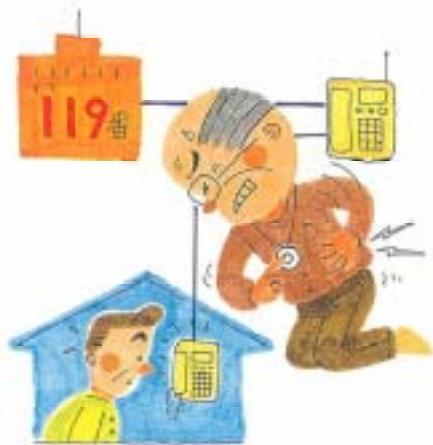
ご存知ですか？いろいろ安心サービス

■あんしん電話——ボタン一つで119番

胸にかけたペンダントや電話機とつながって
いる通報用ボタンを押すだけで、119番に
通報できます。

「万一のとき、119番できるか心配」と
いう方は、各区役所の介護福祉課でおた
ずねください。

- ひとり暮らし等で心臓病等の慢性疾患がある方
- 外出困難なため、緊急時の連絡手段確保が困難な方で、
身体障害者手帳1・2級の方のみの世帯又はこれに準ず
る世帯の方を対象に、あんしん電話を貸与しています。



■ファクシミリで119番——ファクシミリ番号 953-4119

「耳や言葉が不自由で、119番へ通報できない」方は、
ファクシミリで通報できます。

- 通報用紙は各区の区役所と消防署にあります。



■消防あんしん情報登録制度、あなたも「緊急連絡先」を登録しませんか！

申し込まれた方が、万一事故などにあわれたとき、希望された緊急連絡先に名古屋市消防局が連絡します。

登録できる方は、市内に在住で

- 65歳以上で身体に障害のある方
- 70歳以上でひとり暮らしの方

(詳しくは、お近くの消防署でおたずねください。)

■安全で安心な用具——が給付されます

ひとり暮らし等の方を対象に次のものを
給付しています。所得により利用者負担
が異なります。

- 電磁調理器（炎がない調理器具）
- 火災警報器（煙や熱を感じて知らせる器具）
- 自動消火装置（熱を感じて自動的に消火する器具）

各区役所の介護福祉課でおたずねください。



被災者の生活支援

体験学習 (名古屋市港防災センター)

事項	相談窓口
○り災証明書の発行 生活の本拠である家屋に被害を受けたものの「り災程度」について証明します。	区役所総務課
○災害弔慰金 災害により死亡した市民の遺族に対して支給します。	
○災害見舞金 災害によりその移住する住家に一定の被害を受けた世帯の世帯主の方に支給します。	
○災害障害見舞金 災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに精神又は身体に一定の障害がある方に支給します。	
○被災者生活再建支援金 災害によりその移住する住家が金塊又はそれに準ずる被害を受けた場合に世帯における前年の所得金額が一定会額以下の場合に支給します。	
○災害援護資金の貸付 世帯における前年の所得金額が規定の会額未満で世帯生がおおむね1カ月以上の負傷を受けた世帯、又は住居、家財に一定程度の損傷を受けた世帯に貸付します。	区役所福祉部民生課
○国民年金保険料の免除	区役所保険年金課
○国民健康保険料の減免	
○緊急小口資金（低所得世帯） （市内に居住する所得の低い方に支給します。）	区社会福祉協議会 (区役所福祉部民生課)
○生活福祉資金 他の資金の借り入れが困難な所得の低い方や、身体障害者・知的障害者の方がいる世帯の方の災害による日常生活用品、家財等の購入等に利用できます。	
○市税の減免 災害により被災した納稅義務者の方に市民税・固定資産税の減免及び市税の徴収猶予等を行います。	市民税 区役所総務課 市民税課 固定資産税 区役所総務課 固定資産税課
○住宅復旧融資 災害により住宅に被害を受けた方に対し、確認資金、購入資金、又は補修資金の融資を行います。	住宅金融公庫及び取扱い金融機関
○中小企業関係融資	中小企業指導センター
○教科書の給与 ○学用品の給与 ○市立高校の授業料の減免	学校

名古屋市港防災センター

港防災センターは、災害時に応急対策活動の拠点となるとともに、いざという時に備えて市民一人ひとりが災害の実態を正しく知り、それに対処する方法を身につけていただくための施設です。



主な展示物の内容

1階

(情報コーナー)

防災トピックス ————— パソコンにより、最も新しい防災の情報（行政の動き、市民のアイデア等）を提供します。

防災まちづくり ————— パソコン上の仮想都市を探索し、防災都市をつくりあげていきます。

名古屋防災マップ ————— パソコンにより、自らの住む場所から広域避難場所への避難方法などを理解します。

(地震に備える)

地震体験装置 ————— 地震の揺れを実際に体験することによって、その時の行動がいかに困難かを知ります。

2階

(名古屋と水害)

風水害を知る、風水害の歴史 ————— 映像装置により、風水害の知識や過去の災害について学習します。

伊勢湾台風を知る ————— この地方に大きな被害をもたらした、伊勢湾台風の様子を、映像と音などにより疑似体験します。

(体験・訓練)

消防体験、通報体験、応急手当訓練室、煙避難体験室など

●お問い合わせ

名古屋市港防災センター

名古屋市港区港明1-12-20

☎ 651-1100 FAX 651-6220